

第3回宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和3年8月5日(木)午後3時
仙台第4合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

工藤委員、熊谷委員、桑原委員、内藤委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部委員、稲妻委員、大内委員、佐藤委員、成田委員

補佐 ただ今から、第3回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
始めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員	<u>5</u> 名
労働者代表委員	<u>5</u> 名
使用者代表委員	<u>5</u> 名

以上 15 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日の審議会は取材のため報道機関の方がお見えでございます。審議会終了後は答申内容についての記者会見を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため御協力をお願い申し上げます。

次に事務局より本日配布しました資料について説明いたします。

賃金室長 次第の後ろに資料を載せさせていただいております。資料は4つあります。ひとつは、宮城県最低賃金専門部会報告です。この報告はこの後の議題の中で説明がございます。2つ目は、仙台弁護士会会長鈴木覚(さとる)氏からの「最低賃金額の大幅な引き上げを求める」旨の「会長声明」です。御確認をお願いいたします。3つ目は、「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充にかかる厚生労働省のプレスリリースとリーフレットになります。参考としていただければと思います。4つ目は、コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用調整助成金等の対応にかかる厚生労働省のプレスリ

リースとリーフレットになります。同じく、参考としていただければと思います。資料の説明は以上となります。

補佐 それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の審議会は、採決を除き、公開といたします。報道関係者並びに傍聴者の皆様は、採決時に一旦退席をお願いすることになりますが、御了承ください。それでは、議題（１）宮城県最低賃金専門部会報告についてですが、始めに事務局から、報告書の読上げをお願いします。

指導官 報告書を読み上げます。

令和3年8月5日、宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農 殿。
宮城地方最低賃金審議会 宮城県最低賃金専門部会 部会長 工藤 農。宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年6月29日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- 2、今後においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある雇用調整助成金等の支援策について、維持・拡充・追加すること。また、支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 工藤 農、内藤 千香子、熊谷 真宏。

労働者代表委員 阿部 祥大、佐野 研、新関 直人。

使用者代表委員 稲妻 敏行、大内 仁、成田 努。

別紙。宮城県最低賃金。

- 1、適用する地域、宮城県の区域。
 - 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
 - 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
 - 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間853円。
 - 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
 - 6、効力発生の日、法定どおり。
- 以上です。

会 長 報告書が取りまとめられました経過等につきまして、部会長でありました私から説明します。

7月20日(火)から本日までの間、4回の専門部会を開催し、審議したところです。第1回目より本年度の最低賃金の引き上げ額についての審議を開始いたしまして、公益委員は、第3回の専門部会まで双方との個別審議を繰り返しましたが、金額の開きがあって、これ以上の進展は難しいものと考え、8月2日の第3回専門部会において公益委員見解をお示したところです。

公益委員の見解としては、

- 1 中央最低賃金審議会の目安答申を参酌するとともに、宮城の就労者数等の諸統計指標、過去の賃金引上げ状況、新型コロナウイルス感染拡大から1年以上経過し、今後も予断は許さないものの、県内においてもワクチン接種も開始され、少なくとも昨年度とは異なる状況下である等を勘案すれば、目安金額28円が妥当であること考えること。
- 2 28円引き上げて853円とした場合、影響率は17.91%であり、昨年の6.31%よりも高位数値であるが、未満率は、1.19%と低く、昨年の1.45%と比べても低い。なお、来年度の未満率の変化には十分に留意する必要があること。
- 3 地域間格差の解消、最低賃金の引上げによる影響を最も受ける労働者層の処遇改善が求められていることを重視するとともに、来年度においては、特に地域の経済・雇用実態を十分考慮して金額審議を行う必要があると考えること。

という見解に至り、28円引き上げて、853円といたしました。

本日、第4回専門部会の全体審議において改めて労使双方にこの意見を提示し、採決を行ったところ、賛成多数となり、同見解に基づき、専門部会報告を取りまとめました。なお、発行日は令和3年10月1日としました。

また、労使委員から、

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある雇用調整助成金等の支援策について、維持・拡充・追加すること。

支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

との政府に対する要望があり、その旨を付した報告書としております。

専門部会での審議経過は以上のとおりです。報告書の内容やこれらの経過について、何か御質問、御意見はございませんか。

委員 (質疑・意見なし)

会長 これから本審議会として、採決を行います。採決の前に労使委員から何か申し述べることはございますでしょうか。

成田委員 よろしいでしょうか。それでは私、成田が代表して使用者委員としての意見を述べさせていただきたいと思います。

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して、全国一律 28 円という、目安制度開始以降最高額となる、大幅な地域別最低賃金額改定の目安が答申されました。これを受け、宮城地方最低賃金審議会においても目安 28 円の引き上げが伝達され、これまで審議を行ってきました。

使用者委員としては、いまは長引くコロナ禍という異常事態であり、そのような厳しい状況下にある県内中小企業・小規模事業者の窮状、特に影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸、水産加工等の業種の経営状況や支払余力に焦点を当てるべきであり、事業の存続と雇用の維持を最優先とし、今年度は「現行水準を維持」することを主張してきました。

しかし、そもそも伝達された目安額には疑問を感じざるを得ません。最低賃金の引上げは、本来、労働者間の賃金の公正性の観点から進めるべきものですが、今回の中央最低賃金審議会では、公益委

員見解の中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした、とされておられ、経済政策としての引上げの様相となっております。最初からそうした特段の配慮をするような中央審議会のあり方では、公労使による審議の意義が問われかねず、ひいては地方審議会の審議をも形骸化させることになりかねません。

宮城地方審議会では公益委員、労働者委員とも良識的に審議いただき、使用者委員もそのように臨んでまいりました。しかし審議のうえで参考にすべき目安に対する疑問を拭き切れないことから、使用者委員としては、中央最低賃金審議会の目安と目安審議のあり方に対する抗議の意味を込めて、次の意見を申し上げたうえで、本審議会での採決に臨むこととさせていただきます。

1. 中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータといった具体的な根拠に基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるはずであり、次年度以降、その点に最も配意した調査審議となることを、中央最低賃金審議会に対し強く要望する。
2. 現在は長引く「コロナ禍」という異常事態であり、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべき時である。政府に対してはそのような厳しい状況下にあって苦境にある中小企業・小規模事業者に対する、効果的で即効性のある支援策の拡充と、雇用対策に万全を期すことを強く要望する。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ここで、採決を行いますので、報道関係の方、並びに傍聴者の皆様は、恐れ入りますが一旦退席願います。

(報道関係者・傍聴者退席)

会 長 それでは、本審議会として宮城県最低賃金について、専門部会報告書のとおりとするかどうか、採決を行います。

当報告書のとおりとすることに、賛成の方は挙手をお願いします。事務局で確認してください。

賃金室長 報告いたします。公益委員 4 名、労働者側委員 5 名、使用

者側委員 0 名、よって賛成 9 名でございます。

会 長 次に、反対の方は挙手をお願いします。
事務局で確認してください。

賃金室長 申し上げます。公益委員 0 名、労働者側委員 0 名、使用者側委員 5 名、よって反対が 5 名でございます。

会 長 報道関係者並びに傍聴者の入室を許可しますので、事務局は、入室させていただきます。

(報道関係者・傍聴者入室)

会 長 それでは、採決の結果を報告します。
賛成 9 名、反対 5 名で、賛成多数ですので、最低賃金審議会令第5条第3項により、本専門部会報告の内容で答申とすることに決しました。

会 長 事務局で、答申文(案)を作成してください。
事務局での準備が整うまでの間、5分程度休憩といたします。

(休憩)

会 長 再開します。事務局で答申文(案)を各委員に配付し、読み上げてください。

事務局 (答申文(案)を配付。)

指導官 読み上げます。
(案) 令和3年8月5日。宮城労働局長 毛利 正 殿。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農。

宮城県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年6月29日付け宮労発基0629第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の

必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。

- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される所であり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある雇用調整助成金等の支援策について、維持・拡充・追加すること。

また、支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

記

- 1 適用する地域 宮城県の区域
 - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
 - 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間853円
 - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生の日 法定どおり
- 以上です。

会 長 ありがとうございます。
答申文の内容につきましては、これでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、局長に答申したいと思います。

会 長 (局長に答申文を手交。)

会 長 ここで、宮城労働局長より御挨拶をいただきたいと思います。

局 長 労働局長の毛利 正でございます。工藤会長を始め、公労使の各委員の皆様には、慎重なる御審議をいただきまして、本当にありがとうございます。特に、専門部会委員の皆様には、このコロナの状況という困難のなか、集中して御審議を重ねていただきまして、誠にありがとうございました。

今年は、中央最低賃金審議会から昭和53年に目安制度が始まって以来で最高額の28円との目安額が示されまして、専門部会で審議い

ただきましたが、全会一致とならず本審議会で採決され、ただいま答申を受けたところでございます。

事務局といたしましては、早速、発効に向けた事務手続きを進めてまいります。最低賃金改正の周知と、その履行確保につきましては、最低賃金制度が実効あるものとなるよう、宮城労働局として、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

また、この最低賃金の引き上げにより影響を受けやすい中小企業・小規模事業者に対する支援につきましては、本年特例措置が講じられた「業務改善助成金」、「雇用調整助成金」の活用促進・周知啓発に努めるなど、支援を一層強化してまいりたいと思います。今後とも、委員の皆様方には、労働行政への御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。

今後の発効日までの日程について事務局から説明願います。

賃金室長 説明させていただきます。本日の答申につきまして、その要旨を本日中に公示いたします。

その場合、関係労使からの異議申出の締切日は8月20日（金）となります。この期間中に異議があった場合、その取扱いを決める本審を、8月23日（月）に開催する予定となっております。

なお、以上の予定で審議が進みますと、10月1日に発効できることとなります。当局においては、5年連続での10月1日の発効となります。

皆様、本当にありがとうございました。

委 員 （了承）

会 長 次に、議題（2）「その他」ですが、事務局から願います。

賃金室長 次回審議会でございますが、8月23日（月）の午前10時に開催する予定としておりますので、日程の確保をお願いしたいと思います。場所は本日と同じ仙台第4合同庁舎2階共用会議室になる予定でございます。

議事の内容は、

・異議が出た場合の取り扱い、

- ・ 特定最低賃金改正決定の必要性にかかる審議・答申、
- ・ 特定最低賃金改正決定に係る諮問、
- ・ 特定最低賃金専門部会の設置

でございます。

委員の皆様には、御出席方よろしくお願ひ申し上げます。

委 員 （了承）

会 長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
報道関係者並びに傍聴者の皆様は、御退席願ひます。
お疲れ様でした。

閉 会 （報道関係者・傍聴者退席）